

農作業機を装着・牽引して走行する 農耕トラクタの規制緩和について

国土交通省 北海道運輸局
自動車技術安全部 技術課

規制改革推進会議(直装作業機)

規制改革推進会議 第7回農林ワーキンググループ資料1-1(国交省・農水省提出資料)より抜粋

平成30年11月19日 規制改革推進に関する第4次答申(抜粋)

国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。(平成30年度措置)

【平成30年度実施事項】

作業機の種類を問わず、一定の条件又は制限を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう、地方運輸局に周知するとともに、道路局と連携して一定の寸法を超えるものであっても、特殊車両の通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。

※一定の条件又は制限について

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること

【平成31年度実施事項】

- ・更なる効率化の観点から、装着する農作業機に応じて、運行速度15km/h超で走行可能とならないか、順次見直して行く。
- ・使用者(農業者)に対する安全運行の周知を、国土交通省と農林水産省が連携し、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会等、関係者様のご協力をいただきながら進めるとともに、必要に応じて周知内容を見直して行く。

- 農耕トラクタによる農作業については、農耕トラクタに必要な農作業機の装着やけん引を行うが、そのままの状態では、保安基準により装備が義務付けられる後部の灯火器が遮られる等により保安基準不適合となり、公道を走行することができない状況。
- 他方、農業者における圃場規模の拡大や労働力不足等に対し、更なる生産性の向上を図るため、農耕トラクタと農作業機の着脱に係る作業労力や時間を削減する必要。

装着型の農作業機に対する措置



- 灯火装置等
前照灯、方向指示器、
車幅灯
- 後写鏡



- 灯火装置等
方向指示器、尾灯、制動灯、
後退灯、反射器
- 後写鏡

出典：YANMAR HP より画像引用

・保安基準の緩和制度により、灯火器の取り付け位置、最大安定傾斜角度等の基準を緩和し、走行安定性（横転防止）確保の観点から運行速度15km/h以下等の制限を付した上で公道走行可能とするよう措置。

→平成31年4月、令和2年1月に地方運輸局において一括緩和を公示

(参考)保安基準の緩和認定について

道路運送車両の保安基準第55条 保安基準緩和

地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、保安上及び公害防止上支障がないものとして地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

基準緩和の認定については、地方運輸局長が条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して認定する。

保安基準緩和車両の例

- 長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する車両



- 除雪に使用される自動車



- 路線を運行する連節バス



- 直装作業機を装着した農耕トラクタ



(参考) 農作業機の種類

規制改革推進会議 第5回農林ワーキンググループ
資料1-4 (日本農業機械工業会提出資料) より抜粋



様々な作業機の種類があるが、種類の限定はしていない
装着した状態で自動車として個々の基準適合性確認が必要

大型特殊 (最高速度35km/h以上) : 車検あり (使用者が適合性を確認、車検場で適合性を検査)
小型特殊 (最高速度35km/h未満) : 車検なし (使用者が適合性を確認)

さらなる運用の見直しについて

これまで直装式の農作業機を装着した場合は、農作業機を装着した状態で農耕トラクタを管轄の運輸支局へ持ち込み検査を受ける必要がありましたが、

令和2年7月より運用が見直され 運輸支局へトラクタの持ち込みが不要となりました

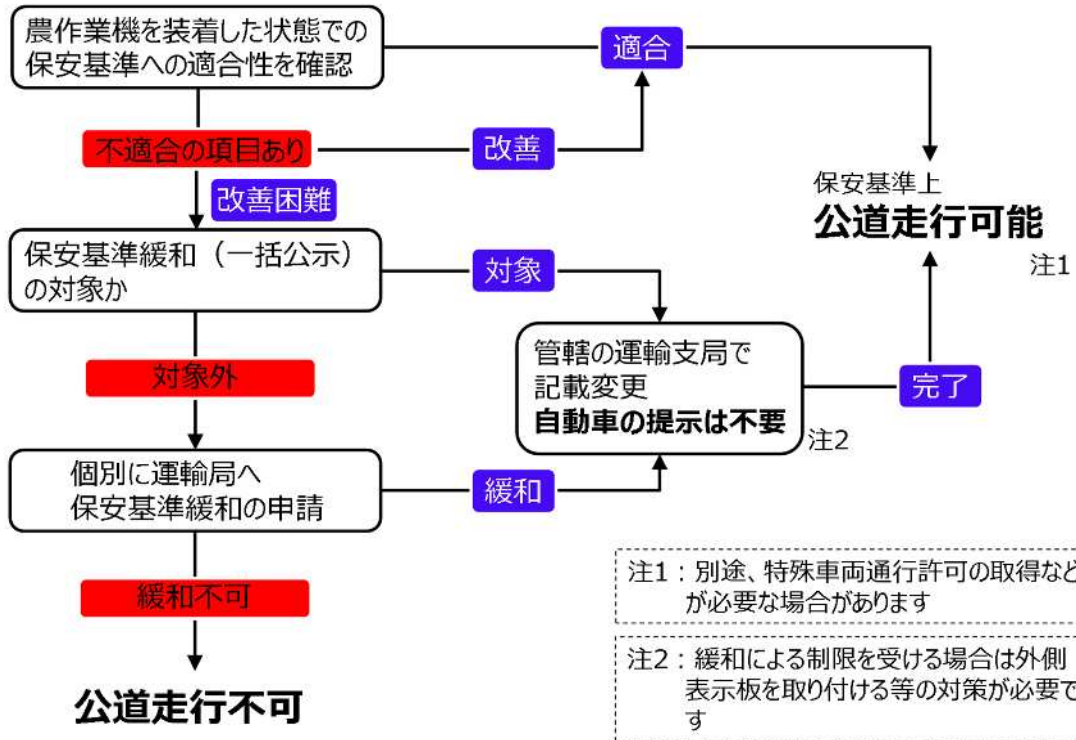
ただし

農作業機を装着した状態で**保安基準緩和が必要な場合は**

車検証への記載(記載変更:書面のみの手続き)が必要となります

手続きには「作業機毎に緩和項目がわかる検討書」が必要となりますので、販売店等へ事前に相談の上、手続きをお願いします。

検討書以外の記載変更に必要な書類(申請書等)については、手続きを行う運輸支局へ車検証を手元に準備した上で確認をお願いします。



保安基準適合性の確認

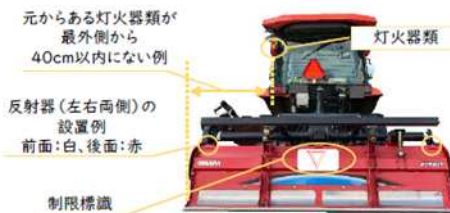
これまで公表されているガイドブック等の資料を参考に適合性を確認してください
 適合性の判断が難しい場合は、購入した販売店へ相談してください

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html#1guide

日本農業機械工業会ホームページ

<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>



令和元年6月6日 規制改革推進に関する第5次答申(抜粋)

農機等を牽引したトラクタが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により、トレーラタイプの農作業機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確を行う。

【令和元年度実施事項】

- ・道路運送車両法上で「**農耕作業用トレーラ**」を新たに規定する告示等を改正し公布。
- ・農耕作業用トレーラに制動装置がない場合には、速度制限等の条件等を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう措置。→令和2年1月に地方運輸局において一括緩和を公示
- ・告示等の公布に合わせ、地方運輸局等の関係者に周知。

※一定の条件又は制限の例

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること
制動装置	制動装置の装備	運行速度は15km/h以下とすること

農耕作業用トレーラの種別

公道を走行する農耕作業用トレーラは**1台の自動車**となり、種別は道路運送車両法施行規則により**大型特殊自動車又は小型特殊自動車**に分類されます

自動車によりけん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものであって、かつ、公道を走行する農業用トレーラは道路運送車両法上の自動車に該当
大型特殊自動車又は小型特殊自動車の別は、けん引する農耕トラクタの最高速度（又は保安基準緩和による制限速度）により判断

トレーラタイプ 農作業機の例



マニュアルスプレッド
(堆肥散布機)

※(株)アスカHPより引用



スプレー
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

けん引する農耕トラクタの種別	けん引時の最高速度（又は制限速度）	農耕作業用トレーラの種別
小型特殊自動車	35km/h未満	小型特殊自動車
大型特殊自動車	15km/h（緩和による制限）	小型特殊自動車
大型特殊自動車	35km/h以上	大型特殊自動車

自動車の種別		長さ	幅	高さ
普通自動車		12m	2.5m	3.8m
小型自動車		4.7m	1.7m	2.0m
軽自動車	二輪以外	3.4m	1.48m	2.0m
	二輪	2.5m	1.3m	2.0m
大型特殊自動車	農耕トラクタ、農耕作業用トレーラ 等 (最高時速35km/h以上)	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等 (最高時速15km/h以上)			
小型特殊自動車	農耕トラクタ、農耕作業用トレーラ 等 (最高時速35km/h未満)	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等 (最高時速15km/h未満)	4.7m	1.7m	2.8m

農耕作業用トレーラの構造要件

農耕作業用トレーラの構造要件は
「**大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準**について (依命通達)」で規定されています

大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について

農耕トラクタのみによりけん引され、農地において耕うん、均平、播種、肥料・薬剤等散布、牧草等集草、収穫等の**農耕作業を行うこと**、又は**農業機械、農業資材、農産物等の運搬作業を行うこと**を目的として製作された被けん引自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。(略)

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 農耕トラクタの原動機の動力又は車台に固定して装着された原動機の動力を用いて農耕作業を行うことができる構造のもの。
 - ② 農地等の軟弱な場所において、農業機械、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことができる構造のもの。
- (2) 農耕トラクタにけん引されるための連結装置を有し、かつ、連結装置が**分離したときに農耕トラクタとの連結を保つことができる構造**であること。
- (3) タイヤを有するものにあつては、**タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるもの**であること。

農耕作業用トレーラは自動車として道路運送車両の**保安基準が適用**されます

自動車の構造に関する保安基準の項目（法第40条）

- 長さ、幅及び高さ
- 最低地上高
- 車両総重量
- 車輪にかかる荷重
- 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 最大安定傾斜角度
- 最小回転半径
- 接地部及び接地圧

自動車の装置に関する保安基準の項目（法第41条）

- 原動機及び動力伝達装置
- 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 操縦装置
- 制動装置
- はねその他の緩衝装置
- 燃料装置及び電気装置
- 車枠及び車体（大特のオーバーハング）
- 連結装置（分離防止装置）
- 乗車装置及び物品積載装置
- 前面ガラスその他の窓ガラス
- 消音器その他の騒音防止装置
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 警音器その他の警報装置
- 方向指示器その他の指示装置
- 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 速度計、走行距離計その他の計器
- 消火器その他の防火装置
- 内圧容器及びその附属装置
- その他政令で定める特に必要な自動車の装置

自動車の性能に関する保安基準の項目（法第42条）

- 乗車定員
- 最大積載量

農耕作業用トレーラの保安基準緩和について①

農耕作業用トレーラに適用される保安基準のうち、**条件・制限を付した上**で一部の基準（赤字）の**緩和が可能**です（個別の申請は不要）

自動車の構造に関する保安基準の項目（法第40条）

- 長さ、幅及び高さ
- 最低地上高
- 車両総重量
- 車輪にかかる荷重
- 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- **最大安定傾斜角度**
- 最小回転半径
- 接地部及び接地圧

自動車の装置に関する保安基準の項目（法第41条）

- 原動機及び動力伝達装置
- 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 操縦装置
- **制動装置**
- はねその他の緩衝装置
- 燃料装置及び電気装置
- 車枠及び車体（大特のオーバーハング）
- 連結装置（分離防止装置）
- 乗車装置及び物品積載装置
- 前面ガラスその他の窓ガラス
- 消音器その他の騒音防止装置
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- **前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器**
- 警音器その他の警報装置
- **方向指示器その他の指示装置**
- 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 速度計、走行距離計その他の計器
- 消火器その他の防火装置
- 内圧容器及びその附属装置
- その他政令で定める特に必要な自動車の装置

自動車の性能に関する保安基準の項目（法第42条）

- 乗車定員
- 最大積載量

基準緩和項目と認定条件及び保安上の制限事項の例

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立正三角形)、方向指示器が必要)

その他、道路運送車両法施行規則第54条による制限標識（同規則第19号様式）を後面の見やすい位置に表示しなければならない。



車台番号の打刻

公道を走行する農耕作業用トレーラは自動車となるため
“車台番号の打刻”が必要です

公道を走行する自動車として製作されていないトレーラ型農作業機には、車台番号の打刻がないものが多いです。
 車台番号の打刻がない場合、運輸支局にトレーラを持ち込み、国による職権打刻を受けることができます。
 トレーラのメーカー名、型式、シリアルプレートなどの打刻番号と紐付けができるトレーラの情報を事前にご確認の上、最寄りの運輸支局へまずはお相談ください。

○車台番号の打刻ではない例（シリアルプレート）



○国による車台番号の打刻の例

